

江別地域複合型ライフケアセンター夢あかり

重要事項説明書

短期入所生活介護
介護予防短期入所生活介護

社会福祉法人北叡会

江別市ゆめみ野東町1番地5

短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護） 夢あかり 利用約款

（約款の目的）

第1条 短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）夢あかり（以下「当事業所」という。）は、要介護状態（介護予防短期入所生活介護の場合は要支援状態）と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令および関係法令の趣旨に従って、要介護状態（要支援状態）の維持・改善を目的とした、適正なサービスを提供し、一方、利用者又は利用者の身元を引き受ける者（以下「身元引受人」という。）は、当事業所に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

（適用期間）

第2条 本約款は、利用者が短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）重要事項説明に関する同意書を当事業所に提出した後から効力を有します。但し、身元引受人に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款、別紙1、別紙2及び利用料金の改定が行われない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当事業所を利用することができるものとします。

（利用者からの解除）

第3条 利用者及び身元引受人は、当事業所に対し、契約解除の意思表示をすることにより、本約款に基づくサービス利用契約を解除・終了することができます。

（当事業所からの解除）

第4条 当事業所は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく利用契約を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- ② 利用者において、短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）サービス提供の必要性が失われたとき。
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当事業所での適切なサービスの提供を超えると判断された場合
- ④ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を2か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず14日間以内に支払われない場合
- ⑤ 利用者が、当事業所、当事業所の職員又は他の利用者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 天災、災害、事業所・設備の故障その他やむを得ない理由により、当事業所を利用させることができない場合

（利用料金）

第5条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当事業所に対し、本約款に基づく短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）サービスの対価として、利用者負担説明書に記載されている利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当事業所は、利用

者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

- 2 当事業所は、利用者及び身元引受人が指定する者に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月10日頃までに発行し、送付いたします。利用者及び身元引受人は、連帯して、当事業所に対し、当該合計額をその月の25日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は事業者の指定した方法によります。
- 3 当事業所は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者又は身元引受人に対して、領収書を発行いたします。

(記録)

第6条 当事業所は、利用者の短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間は保管します。

- 2 当事業所は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、身元引受人その他の者（利用者の代理人を含みます。）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(身体の拘束等)

第7条 当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、事業所管理者が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録用紙に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第8条 当事業所とその職員は、当法人の個人情報保護規定に基づき、業務上知り得た利用者又は身元引受人若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター（介護予防支援事業所））等との連携
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(医療体制)

第9条 当事業所は、利用者に対し、当事業所嘱託の医師の医学的判断により他機関での医学的検査や受診（健康の保持や疾病の管理等）が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関および、他の専門的機関での診療や治療を依頼することがあります。

- 2 当事業所は、利用者に対し、当事業所における短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）サービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、

他の専門的機関を紹介します。

- 3 前2項のほか、サービス利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当事業所は、利用者及び身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第10条 サービス提供等により事故が発生した場合、当事業所は、利用者に対し必要な措置を講じます。

- 2 事業所嘱託医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前2項のほか、当事業所は利用者の家族等利用者又は身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第11条 利用者及び身元引受人は、当事業所の提供する短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）サービスに対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備え付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。また、公的機関でも苦情申し立てが出来ます。

公的機関での苦情申し立て窓口

北海道 011-204-6310

国保連合会 011-231-5175

市町村介護保険総合窓口 江別市役所 介護保険課 011-381-1067

江別地域複合型ライフケアセンター夢あかり 支援相談員 佐々木勇太/金賀梨沙/高橋亜里

(賠償責任)

第12条 当事業所は、サービス提供に当たって故意又は過失により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

但し、利用者に故意又は過失が認められ、かつ利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償額を減ずることができるものとします。

- 2 当事業所は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、当事業所は損害賠償責任を免れます。
 - (1) 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合。
 - (2) 利用者が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合。
 - (3) 利用者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合。
 - (4) 利用者が、事業者及び従事者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合。
 - (5) 身元引受人をはじめとする家族等の対応で利用者が施設内での移動、または外出、外泊、利用目的での家族送迎等された際に損害が発生した場合。

(利用契約に定めのない事項)

第13条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当事業所が誠意をもって協議して定めることとします。

<別紙1>

短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護） 夢あかり のご案内

（平成29年4月1日より）

1. 短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）概要

1) 事業所名等

事業所の名称	短期入所生活介護 夢あかり
事業所の住所	江別市ゆめみ野東町1番地5
電話番号	(011) 391-2100
FAX番号	(011) 381-8100
事業所番号	0171001001
開設年月日	平成23年4月18日
管理者	吉谷 敬
事業所の種類	指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）
事業所の形態	併設型ユニット型短期入所生活介護（併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護）
事業所の定数	10名

2) 事業の目的

短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）は、要介護状態（介護予防短期入所生活介護については要支援状態）にある方に対し、看護、介護、栄養管理、機能訓練、その他必要な日常生活上のお世話などのサービスを、目標を設定して計画的に提供することで、利用者の能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにし、また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、要介護状態（要支援状態）維持・改善を図ること、可能な限り居宅での生活を継続できるよう、必要な支援を行うことを目的とした事業です。

この目的に沿って、当事業所では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

3) 事業所の理念

「ノーマライゼーション」

どんな要介護状態（要支援状態）になろうとも、ごく普通の当たり前の生活が保障されなければならないという、福祉思想におけるノーマライゼーションの理念の具体化に努めます。

4) 施設の運営方針

「夢をカタチに変えるケア（Care to realize your dreams）」

5) ケア方針

- 「健康と長寿の実現」
- 「個性ある生活の実現」
- 「和（やわらぐ）生活の実現」

2. 居室およびユニットの概要

当事業所の居室は全室個室の10室です。居室内の設備・備品として、洗面台、ベッド、照明器具、足元灯、チェスト、カーテン、テーブル、椅子、ナースコール、テレビ、冷蔵庫が備えてあります。

ユニット内に、簡単な調理が可能な台所、食堂、居間を兼ねた共同生活室と、浴室、洗濯室を備えています。

3. 居室の変更

利用開始後に、利用者から居室変更希望の申し出があった場合、居室の空き状況等により事業所でのその可否を決定します。

また、利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、利用者やご家族（身元引受人）との協議のうえ決定するものとします。

4. 事業所併設施設および備品等の概要

施設種類		備品
1階	地域交流スペース	テーブル、椅子、スクリーン、音響設備
	セミパブリックスペース	テーブル、椅子
	診察室	ベッド、シャーカステン、処置台、薬品棚
	理美容室	理美容器具
	面談室	テーブル、椅子
	ボランティア室	テーブル、椅子、ロッカー、洗面台
	喫茶	カウンターテーブル、椅子、調理器具
	売店	商品棚、レジ
2階	セミパブリックスペース	テーブル、椅子
	家族介護室	ベッド、ソファ（ソファベッド）、寝具、冷蔵庫、電子レンジ、調理設備、浴室、トイレ

5. 職員の配置状況（主たる職員）

当事業所では、ご契約者に対して指定短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）サービスを提供する職員として、下記の職種の職員を配置しています。

職種	常勤	非常勤
医師	—	1
看護師	4	1
介護員	46	21
機能訓練指導員	2	—
生活相談員	2	—

管 理 栄 養 士	3	—
介護支援専門員	2	—
事 務 職 員 等	7	1

6. サービス内容

(1) 短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）計画の立案

介護支援専門員が中心となり、他職種協働でサービス計画を立案します。

(2) 食事提供サービス

当事業所では食事作りを外部委託せず、直営にて行っております。四季折々の食材や栄養のバランスを考え、障がいの程度や病状に応じた食事を提供いたします。

(3) 栄養ケアマネジメント・栄養管理

当事業所では、医師の指示のもと、管理栄養士の立てる献立表により、栄養ならびに利用者の健康状態や身体状況、および嗜好を考慮した食事・栄養計画(栄養ケアマネジメント)を作成します。

(4) 食事時間

朝 食 : 7時00分 ~ 9時00分
 昼 食 : 11時30分 ~ 13時30分
 夕 食 : 17時30分 ~ 19時30分

(5) 介護サービス

利用者個々の自立を支援するため、食事等の介助、着替え介助、排泄介助、オムツ交換（オムツは事業所でご用意いたします。）、体位変換、移動の支援、精神的支援、その他日常生活上の世話、を提供いたします。

(6) 入浴介助サービス

当事業所での入浴は週2回以上行います。但し、身体状況で入浴が困難な場合は、全身清拭をいたします。

(7) 機能訓練

当事業所では、利用者個々の身体能力にあわせた機能訓練を実施いたします。

(8) 健康管理サービス

当事業所では、嘱託の医師・看護師が中心となり、定期的な回診、適宜必要時には診察・治療をします。

また、事業所嘱託医師の医学的判断により他機関での医学的検査や受診（健康の保持や疾病の管理等）が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関、および他の専門機関での診療や治療を依頼し、健康管理に努めてまいります。

当事業所では、以下の医療機関と連携をとっています。

☆ み ど り 野 医 院 （内科・循環器科・消化器科・整形外科）
 南幌町栄町1丁目1番20号

☆ 榆の会こどもクリニック （歯科）
 札幌市厚別区厚別町下野幌49番地

☆ 札幌徳洲会病院 （総合科）
 札幌市厚別区大谷地東1丁目1-1

☆ 新さっぽろ脳神経外科病院（脳神経外科・神経内科）
札幌市厚別区上野幌1条2丁目1番10号

(9) 相談支援サービス

当事業所では、相談員を配置しておりますので、サービス利用中の生活に関わる
こと等お気軽にご相談ください。

(10) 理美容サービス

当事業所では、月に2回理美容師の出張派遣による理美容サービスをご利用いた
だけます。

(11) その他

* これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金を
いただくものもあります。

7. 利用料金の支払い方法

利用料金および自己負担分の請求費用は1ヵ月毎に計算し、翌月の10日頃に請求い
たしますので、お手元に届いた月の25日までに以下のいずれかの方法にてお支払い下
さい。

(1) 口座振替（北海道ワイドネットサービス）での支払い。

※振替手数料（162円/月）はご利用者様負担となりますことご了承ください。

(2) 当事業所事務窓口での現金支払い。

(3) 下記指定口座への振込み。

北海道銀行 北広島支店 普通預金 口座番号 0825032

社会福祉法人北叡会 理事長 天野 一城

※振込手数料はご利用者様負担となりますことご了承ください。

8. サービス利用にあたっての留意事項

1) 金銭・貴重品について

(1) 貴金属・多額の現金・預金通帳・カード類等は、持参されないようお願い致し
ます。但し事情のある場合に関しては、事業所でお預かり致しますのでご相談下さい。
(個人管理の下での破損・紛失・盗難には責任を負いかねます。)

2) 喫煙について

(1) 事業所および併設施設内指定場所以外での喫煙はご遠慮願います。

3) ご遠慮いただきたいこと

- (1) 事業所および併設施設内用運動靴は、靴紐が無いものをご用意下さい。また、ス
リッパは転倒の危険性もあるため禁止とさせていただきます。
- (2) 安全管理の為、はさみ、剃刀、ナイフ類の持込は禁止とさせていただきます。
- (3) 防火管理の為、煙草、ライター、マッチは、介護スタッフにて預からせていた
だきます。
- (4) 居室、共用部分および施設備品は本来の用途に従ってご利用ください。故意又は
無断での使用により破損等が発生した場合は、実費弁済をしていただく場合があります。

ます。

4) 面会について

- (1) 面会は8時から20時までとなっております。
- (2) 面会の際は、面会簿にお名前をご記入下さい。
- (3) 居室での飲食および大きな声での談話など他の人の迷惑にならないようお願い致します。
- (4) 食中毒防止のため、家庭やお店で調理された食品（お寿司、お餅、赤飯、お弁当、お惣菜）、卵、筋子、タラコ等の生物、食中毒の危険性がある食品の持込は禁止とさせていただきます。その他誤飲、窒息等の危険防止のため食品をご持参される場合は、必ず介護スタッフに届出て下さい。
- (5) 他の利用者の方への差入れもご遠慮下さい。

5) 外出について

- (1) サービス利用中の外出は許可が必要となりますので、事前に所定の用紙にご記入していただき、介護スタッフに提出して下さい。

9. 非常災害対策

当事業所では、非常及び災害対策といたしまして以下のとおり設備及び訓練等を行っております。

- (1) 防災設備 非常放送設備、スプリンクラー、消火器、消火栓、非常階段
- (2) 防災訓練 年2回実施

10. 禁止事項

当事業所では、利用者の方々に安心して過ごしていただくために以下の行為を禁止します。

- (1) 営利行為
- (2) 宗教の勧誘
- (3) 他利用者への迷惑行為
- (4) 特定の政治活動及び勧誘
- (5) ペットの持ち込み

11. 個人情報の保護および利用目的

当事業所とその職員は、当法人の個人情報保護規定に基づき、業務上知り得た利用者又は身元引受人若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。

12. 事業者概要

1) 事業者名等

事業者名	社会福祉法人北叡会
法人の種類	社会福祉法人
代表者名	理事長 天野 一城
所在地	江別市ゆめみ野東町1番地5
設立年月日	平成 22年 8月 9日

2) 法人の理念

＜北叡会の意＞

社会福祉法人北叡会のところは、ギリシャ哲学の中にあるノーシス「叡智」「直観的認識」という言葉にあります。即ち、調和と自己実現のための知識を指します。人間が持つ豊かな感性は、人との関りを得て知識を知恵にし、知恵が理念に触れ意志のチカラを持つことにより深い意義をたたえる「叡智」へと育まれます。社会福祉法人北叡会は、そこに働く職員の豊かな感性と、その職員たちが紡いでいく様々な出逢いを通して楽しく学びあう機会を大切にします。また、高い技術や知識はもとより叡智を結集して、「どのような社会や環境にあっても、心豊かに幸せに生きること」を支え続ける存在であるという願いが込められております。

3) 法人の行動指針

- (1) 法人に帰属する職員として、固有の専門性を持ち、一人一人が、その専門性を最大限に活かし高めることで、サービスの質の確保と向上に貢献するように努める。
- (2) 身体機能に応じた良質で思いやりのあるサービスの提供に努める。
- (3) 利用者様主体の個別ケアを通して自発的自己実現への支援に努める。
- (4) 尊厳と自己決定の尊重。
- (5) 生きがいのある機会を積極的に提供。
- (6) 生活環境の向上(施設感を和らげるための環境作りと、利用者様を尊重した明るく清潔で健全な施設の環境保全)を図る。
- (7) チームワークに裏付けされた公正で適切なサービスの提供に努める。
- (8) 緊急および災害に備えた危機管理を徹底し、安全な環境の提供に努める。
- (9) 社会参加と地域社会への貢献を図る。

4) 法人が運営する事業所

- ◆ 夢あかり事業（江別市）
 - ・ 江別地域複合型ライフケアセンター 夢あかり（入居 80 床、ショートステイ、通所介護）
 - ・ 江別地域複合型ライフケアセンター 夢つむぎ（入居 29 床、介護予防・日常生活支援総合事業）
- ◆ あるての杜事業（江別市）
 - ・ デイサービスセンター あるて
 - ・ 身体障がい者デイサービスセンター あるて
 - ・ グループホーム あるて
 - ・ グループホーム ひまわりの郷
 - ・ おおあさ東町デイサービス 風の音色
 - ・ 就労継続支援 A 型事業所 ジョブクルー あるて
 - ・ 特定相談支援事業所 あるて
 - ・ グループホーム はなきりん
- ◆ 夢結路事業（江別市）
 - ・ サービス付き高齢者向け住宅／障がい者向け住宅 シャルルール夢結路

- ・ 住宅型有料老人ホーム 夢結路
- ・ 小規模多機能型居宅介護事業所 結の華
- ・ ヘルパーステーション 結の譚

5) 関連法人および事業所

(1) 医療法人やわらぎ

事業者名	医療法人やわらぎ
法人の種類	医療法人
代表者名	理事長 湊屋 洋一
所在地	空知郡南幌町栄町1丁目1番20号
設立年月日	平成3年7月1日

①南幌町

- みどり野医院（外来および入院 19 床）
- 介護老人保健施設ゆう（入所 70 床、ショートステイ、通所リハビリテーション）
- 訪問看護ステーション マーガレット
- 居宅介護支援事業所 アザレア
- ヘルパーステーション おひさま
- サービス付き高齢者向け住宅 きらめきの郷
- グループホーム みどり野の郷
- グループホーム 鶴城の郷
- 地域密着型デイサービスセンター みどり野

②北広島市

- ケアプランセンター すずらん
- デイサービスセンター なのはな
- グループホーム 共栄の郷
- デイサービスセンター はなみずき

<別紙2>

短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）サービスについて

1. 介護保険証の確認

サービス利用のお申込みに当たり、利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）サービス

当事業所でのサービスは、短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）計画に基づいて提供されます。この計画は、利用期間が4日以上の場合、利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・身元引受人の希望を取り入れ、また、計画の内容については同意をいただき、当該計画を利用者に交付します。

◇看護：

短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）は入院の必要のない程度の要介護者（要支援者）を対象としていますが、看護職員が常勤していますので、利用者の状態に照らして適切な看護を行います。

◇機能訓練：

機能訓練指導員が必要性に応じて計画を作成し、個別や小集団にて行います。施設内での様々な活動においても、機能訓練の効果が期待されます。

◇栄養管理：

心身の状態の維持・改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。

◇生活サービス：

明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

3. 利用料金の概要

1) 基本料金

利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護および要支援の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です。）

■ 要支援1	<u>508円</u>
■ 要支援2	<u>631円</u>
■ 要介護1	<u>677円</u>
■ 要介護2	<u>743円</u>
■ 要介護3	<u>814円</u>
■ 要介護4	<u>880円</u>
■ 要介護5	<u>946円</u>

2) 加算料金

- ① 送迎加算 片道につき 184 円
- ② 療養食加算 一日につき 23 円

管理栄養士により管理され、利用者の年齢・心身の状況によって適切な栄養量及び内容にて、厚生労働大臣が定める療養食の提供が行われた場合に算定されます。

- ③ 夜勤職員配置加算（Ⅱ） 一日につき 18 円

ユニット型個室の施設にて夜勤を行う看護・介護職員の数が、最低基準を 1 名以上上回る場合に算定されます。（要支援の方は、加算の対象となりません。）

- ④ サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ 一日につき 18 円

介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 100 分の 60 以上である場合に算定されます。

- ⑤ 介護職員処遇改善加算

基本料金に各種加算を合わせた額の 8.3% が加算され、その 1 割分が利用者様のご負担となります。

※ 他に、職員の取得資格及び勤務体制に対する評価加算等が適用される場合があります。詳細については別途資料（利用者負担説明書）をご覧ください。

2) その他の料金

- ① 食費（1 日当たり） 1,380 円（朝食：300 円／昼食：580 円／夕食：500 円）

（ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が 1 日にお支払いいただく食費の上限となります。）

- ② 滞在費（1 日当たり） 2,200 円

（ただし、滞在費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が 1 日にお支払いいただく居住費の上限となります。）

* 上記①「食費」及び②「滞在費」において、国が定める負担限度額段階（第 1 段階から 3 段階まで）の利用者の自己負担額については、別途資料（利用者負担説明書）をご覧ください。

- ③ 理美容代 実費

* 料金の詳細については別途資料（利用者負担説明書）をご覧ください。

- ④ その他（利用者が選定する特別な食事の費用、日常生活品費、教養娯楽費等）は、別途資料（利用者負担説明書）をご覧ください。

3) 支払い方法

- 毎月 10 日までに、前月分の請求書を発送しますので、その月の 25 日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- お支払い方法は、口座振替、現金、銀行振込の 3 通りの方法があります。
- * 可能な限り口座振替でのお支払にご協力ください。